

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二ツ宮九八〇番七地先まで	上尾市二ツ宮九七九番四地先から同市	区 間
八・八四〇一九・一六		敷地の幅員 (メートル)
一三・九〇		延長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考